

12 部細則

(総則)

第1条 本細則は生徒会規約第23条に基づき、これを定める。

(目的)

第2条 部活動は会員各人の健全な趣味を伸長させるとともに、会員相互の親睦をはかることを目的とする。

(構成)

第3条 各部活動は生徒会会員により構成される。

(加入)

第4条 部活動への加入は自由参加とする。

(登録)

第5条 部活動への加入・脱退の登録は、部長と顧問の承認を得る。

(顧問)

第6条 部活動には1名以上の顧問を置き、本校教職員がこれにあたる。

(役員)

第7条 各部活動は部員中より、部長・副部長・会計各1名を互選とする。

2. 生徒会規約第15条に従い、各部活動は部員中より部長1名を互選する。

(会計)

第8条 生徒会で正式に認められ活動を許可された部活動は本会より経費の補助を受けられる。

2. 各部活動では部員より部費を徴収してもよい。金額は顧問と部員が相談し、顧問が決定する。

(活動報告)

第9条 各部活動は生徒会に対して最低年1回活動報告する。

(懲戒)

第10条 各部活動において、次の事項に該当し、事実と確認された場合、役員会は常任委員会・部長会にはかった上、職員に報告し、職員会議の承認を得て、その部活動に対し、注意・一時活動停止・予算没収・同好会への格下げ・廃部をもって処置するものとする。

1. 部活動又は部員が他の部活動や生徒会又は本校や他校に迷惑をおよぼしたと認められた場合。
2. 部活動規約および本細則に違反したと認められた場合。
3. 会計面で不審な点が認められた場合、及び部活動に対して不正な支出報告を行ったと認められた場合。
4. その他、生徒会運営に非協力的と認められた場合。

(設立)

第11条 部活動の設立は以下の手順によって行う。

1. 以下の条件を満たしている。
 - ・本細則第2条を満たしている。
 - ・同好会として1年以上活動を行っていること。
 - ・同好会の会員、顧問ともに部活動への昇格を望んでいること。
2. 部長会・常任委員会・生徒総会（職員会議の承認）ではかった上、設立を許可した場合。

補足 新部の設立申請は2学期までとし、その認定を年度内にする。部としての活動は翌年度からとする。

(格下げ)

第12条

1. 1年間引き続き1名以下の部に関しては、部長会（クラブ委員会）及び常任委員会で確認し、同好会に格下げする。結果を生徒総会及び職員会議に報告する。
2. 部から格下げになったものを含めて、同好会は2年間引き続き会員がいない場合、上記と同じ手順で廃止す

る。

3. 1年間とは2月の部員調査から翌年2月の部員調査までの期間とし、2月の部員調査には3年生を含めない。

昭和46年3月23日施行

平成10年3月23日改正

平成14年3月31日改正

平成27年5月22日改正

令和5年4月1日改正